

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和3年7月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市市内出張等旅費支給規則の一部改正)

第1条 京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第2条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第7号様式中「㊟」を削る。

第8号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第9号様式、第18号様式注以外の部分、第19号様式注以外の部分及び第20号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第21号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「(註)」を「注」に改める。

(京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部改正)

第3条 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「。記名押印又は署名」を削る。

第18条第6号中「(記名押印又は署名)」を削る。

第1号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第2号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第4条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し及び同条中「押印」の右に「又は署名」を加える。

(京都市公舎管理規則の一部改正)

第5条 京都市公舎管理規則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市都市公園条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式備考以外の部分、第2号様式注及び備考以外の部分、第3号様式備考以外の部分、第4号様式備考以外の部分、第5号様式備考以外の部分並びに第6号様式注及び備考以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市老人福祉法施行細則の一部改正)

第7条 京都市老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第2号様式注以外の部分及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」及び「㊥」を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第9条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「注意」を「注」に改める。

第3号様式(1)中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「注意」を「注」に改め、同様式(1)を同様式1とし、同様式(2)中「注意」を「注」に改め、同様式(2)を同様式2とする。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「注意」を「注」に改める。

(京都市と畜場条例施行規則の一部改正)

第11条 京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「㊟」を削る。

「

第3号様式注以外の部分中	申請者の氏名 (記名押印又は署名) ㊟ 電話 —	を
	使用者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) ㊟ 電話 —	

」

「

申請者の氏名 電話 —	に改める。
使用者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 —	

」

(京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部改正)

第12条 京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「㊟」を削る。

第4号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「㊟」を削る。

(京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部改正)

第13条 京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市公共土木事業移転立ち退き資金融資規則の一部改正)

第14条 京都市公共土木事業移転立ち退き資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市都市計画法施行細則の一部改正)

第15条 京都市都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式1注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第5号様式の2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式の3注以外の部分及び第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第7号様式の2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第10号様式(表面)注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第14号様式注以外の部分、第17号様式注以外の部分、第18号様式注以外の部分及び第19号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第23号様式及び第24号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第16条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号、第6条第1項第1号並びに同条第3項第1号及び第2号並びに第8条第1項第1号中「(記名押印)」を削る。

第12条第1項第1号中「。記名押印」を削り、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前項第6号、第7号及び第9号」を「前項第5号、第6号及び第8号」に改め、同号を同項第4号とする。

第14条第1項第1号中「。記名押印」を削る。

第15条第1項第1号中「(記名押印)」を削る。

第19条第1項第1号中「。記名押印」を削り、同条第2項後段中「同条第2項第8号」を「同条第2項第7号」に、「同条第3項第4号」を「同条第3項第3号」に改める。

第20条第3項第1号中「。記名押印」を削る。

第25条第1項第1号中「。記名押印」を削り、同条第2項後段中「同条第2項第8号」を「同条第2項第7号」に、「同条第3項第4号」を「同条第3項第3号」に改める。

第60条第1項第1号中「。記名押印」を削り、同条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第64条第1号、第65条第1号、第66条第1項第1号及び第70条第1号中「。記名押印」を削る。

(京都市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第17条 京都市知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

(京都市知的障害者措置費徴収規則の一部改正)

第18条 京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部改正)

第19条 京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第3号様式、第4号様式、第5号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第11号様式注以外の部分及び第13号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式(表面)、第3号様式及び第4号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則の一部改正)

第21条 京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式1注以外の部分、同様式2注以外の部分及び同様式3注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第2号様式1注以外の部分、同様式2注以外の部分、同様式3注以外の部分、第3号様式1注以外の部分、同様式2注以外の部分及び同様式3注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

(京都市外国人教育扶助規則の一部改正)

第22条 京都市外国人教育扶助規則の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市老人福祉措置費徴収規則の一部改正)

第23条 京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市土採取規制条例施行規則の一部改正)

第24条 京都市土採取規制条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市考古資料館条例施行規則の一部改正)

第25条 京都市考古資料館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市林道事業等補助金交付規則の一部改正)

第26条 京都市林道事業等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市都市緑地法施行細則の一部改正)

第27条 京都市都市緑地法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第4号様式、第5号様式及び第6号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第28条 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2号様式中「第2条、第5条から第8条まで、第12条、第13条、第16条及び第17条関係」を「第2条、第5条、第5条の2、第6条から第8条まで、第12条、第13条、第16条及び第17条関係」に改め、同様式注以外の部分中

「

申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）	を
-----------------------------------	---

」

「

申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	に、
--------------------------	----

」

「

住 所	
氏 名 (記名 押印又	㊟

「

住 所	
氏 名	

は 署 名)		を		に,
住 所			住 所	
氏 名 (記名 押印又 は 署 名)	⑩		氏 名	

」

「

氏名(記 名押印又 は署名)	⑩	生年 月日	年 月 日	申請者 との関 係	を
----------------------	---	----------	-------	-----------------	---

」

「

氏 名		生年 月日	年 月 日	申請者 との関 係	に改める。
-----	--	----------	-------	-----------------	-------

」

「

第3号様式(表面)中

申請団体の名称及び代表者名(記名 押印又は署名)	⑩
-----------------------------	---

を

」

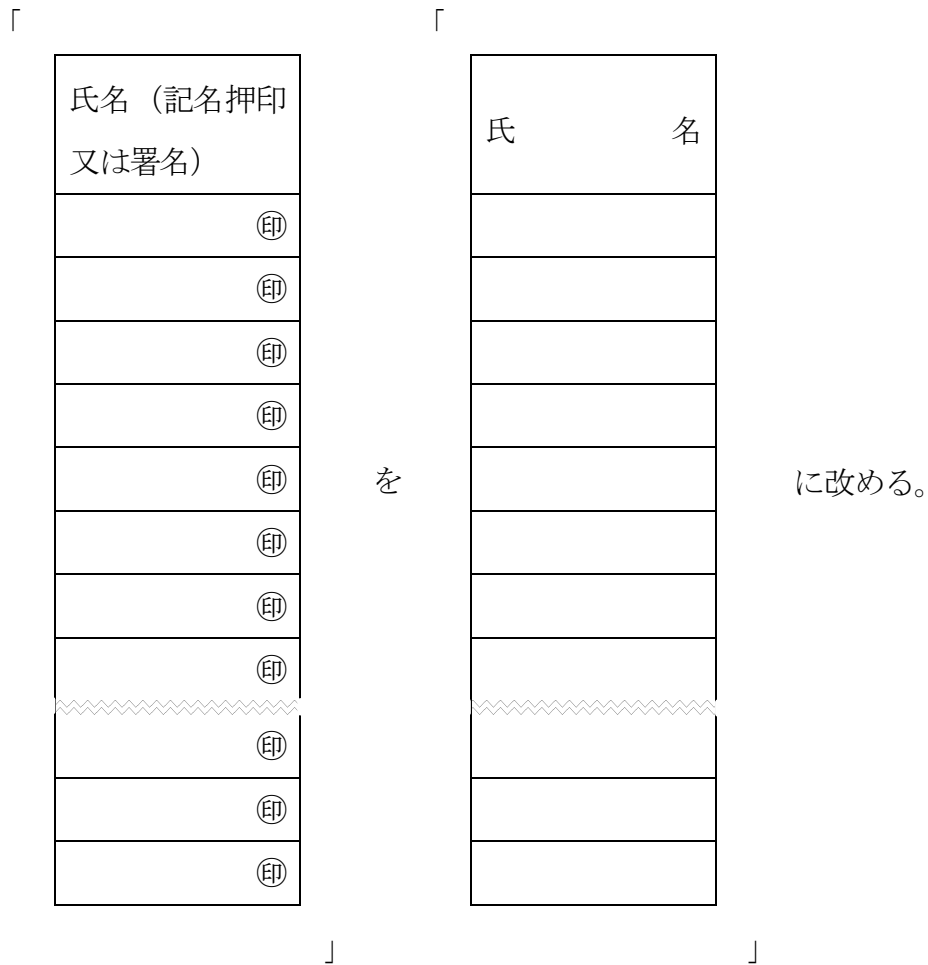
「

申請団体の名称及び代表者名
---------------

に,

」



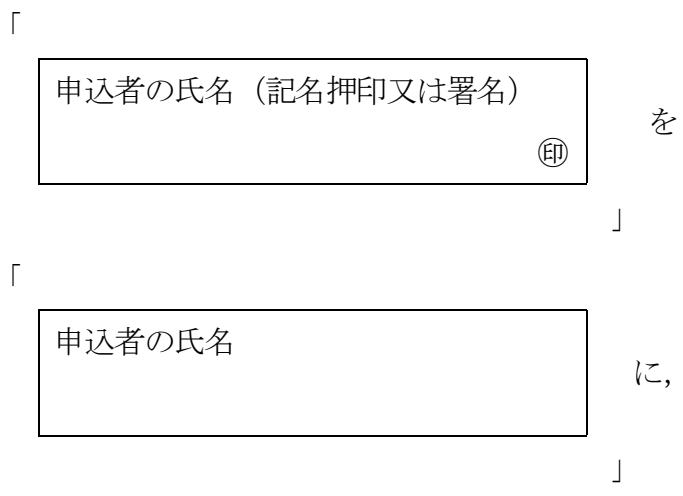


第7号様式注以外の部分，第8号様式注以外の部分及び第9号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市桃陽病院条例施行規則の一部改正)

第29条 京都市桃陽病院条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に，



「

氏名（記 名押印又 は署名）	電話 —	Ⓜ	本人との 関係	
----------------------	------	---	------------	--

を

」

「

氏 名	電話 —		本人との 関係	
-----	------	--	------------	--

に,

」

「

氏名（記 名押印又 は署名）	電話 —	Ⓜ	生年 月日	年 月 日	本人 との 関係	
----------------------	------	---	----------	-------	----------------	--

を

」

「

氏 名	電話 —		生年 月日	年 月 日	本人 との 関係	
-----	------	--	----------	-------	----------------	--

に

」

改める。

（京都市文化財保護事業補助金交付規則の一部改正）

第30条 京都市文化財保護事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分，第2号様式注以外の部分，第3号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に改め，「。記名押印又は署名」及び「Ⓜ」を削る。

（京都市興行場法施行細則の一部改正）

第31条 京都市興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式（表面），第2号様式注以外の部分，第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「Ⓜ」を削る。

(京都市化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第32条 京都市化製場等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分及び第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市準用河川管理規則の一部改正)

第33条 京都市準用河川管理規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第34条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式及び第3号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第35条 京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市身体障害者措置費徴収規則の一部改正)

第36条 京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市文化財保護事業資金融資規則の一部改正)

第37条 京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」を削る。

(京都市風致地区条例施行規則の一部改正)

第38条 京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「。記名押印又は署名」を削る。

(京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第39条 京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式、第12号様式及び第13号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市市営墓地条例施行規則の一部改正)

第40条 京都市市営墓地条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式注以外の部分、第4号様式、第7号様式及び第8号様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

(京都市土地改良事業補助金交付規則の一部改正)

第41条 京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「土地改良事業補助金概算払請求書(第5号様式)」を「その旨を記載した請求書」に改める。

第5号様式を削る。

(京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第42条 京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第43条 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則の一部改正)

第44条 京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び

「㊟」を削る。

(京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正)

第45条 京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式、第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式及び第9号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第13号様式注以外の部分中「㊟」を削る。

(京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部改正)

第46条 京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第47条 京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「(記名押印又は署名)」を削る。

(京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第48条 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式(表面)注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式、第5号様式注以外の部分及び第6号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第49条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4号様式の2注以外の部分及び第4号様式の3中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市理容師法施行細則の一部改正)

第50条 京都市理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式及び第5号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市美容師法施行細則の一部改正)

第51条 京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式及び第5号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第52条 京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部改正)

第53条 京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式正本注以外の部分中「㊟」を削る。

「  
第2号様式注以外の部分中  
申請者の住所及び氏名  
を  
㊟  
」  
「  
申請者の住所及び氏名  
に、  
」  
「  
図面作成者の住所及び氏名  
㊟  
を  
」

「

図面作成者の住所及び氏名	
--------------	--

に

」

改める。

(京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第54条 京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条中「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第5条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。

(京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部改正)

第55条 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第56条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分及び第8号様式注以外の部分中「記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

第57条 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「記載し、かつ、当該確認を受けようとする者

が記名押印した」を「記載した」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分中「記載し、かつ、当該届出をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改める。

(京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部改正)

第58条 京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第59条 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部改正)

第60条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

「  
第1号様式注以外の部分中  
提案者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  
印  
電話 —  
を  
」

「  
提案者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話 —  
に改める。  
」

「  
第4号様式注以外の部分中  
申出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  
を  
」



電話 — 印

」

「

申出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  
  
電話 —

に改める。

」

第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中

「

申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  
  
電話 — 印

を

」

「

申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  
  
電話 —

に改める。

」

第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分及び第9号様式注以外の部分中

「

届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  
  
電話 — 印

を

」

「

届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
電話 —

に改める。

」

「

第10号様式注以外の部分中

所有者又は保存管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）
電話 — 印

を

」

「

所有者又は保存管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
電話 —

に改める。

」

第11号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分及び第15号様式注以外の部

「

分中

申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）
電話 — 印

を

」

「

申請者の氏名（法人にあつては、名称
-------------------

及び代表者名)  
電話 —

に改める。

」

第16号様式注以外の部分、第17号様式注以外の部分及び第18号様式注以外の部

「

分中

届出者の氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者名。記名押印又は署名）  
印  
電話 —

を

印

」

「

届出者の氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者名)  
電話 —

に改める。

」

（京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部改正）

第61条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

「

第2号様式注以外の部分中

届出者の氏名（法人にあつては、名称  
及び代表者名。記名押印又は署名）  
印  
電話 —

を

」

「

届出者の氏名（法人にあつては、名称

及び代表者名)  
電話 —

に,

」

「

氏名（法人にあつては，名称及び代表者名。記名押印又は署名）  
電話 — ⑩

を

」

「

氏名（法人にあつては，名称及び代表者名）  
電話 —

に改める。

」

（京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則の一部改正）

第62条 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式中「。記名押印又は署名」及び「⑩」を削る。

（京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

第63条 京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分，同条第3項各号列記以外の部分，同条第5項各号列記以外の部分及び同条第6項各号列記以外の部分中「記載し，かつ，当該届出をしようとする者が記名押印した」を「記載した」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「記載し，かつ，当該報告書を提出しようとする者が記名押印した」を「記載した」に改める。

（京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則の一部改正）

第64条 京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部改正)

第65条 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

「  
第2号様式注以外の部分中  
誓約者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話 — ㊟  
を  
」

「  
誓約者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）  
電話 —  
に、  
」

「  
管理組合に報告した日の欄、管理組合の名称の欄、管理組合の連絡先の欄、報告した管理組合の理事長その他の役員の欄及び住宅宿泊事業を営むことに関する管理組合の決議の有無の欄の記載事項は、  
事実と相違ないことを確認しました。  
役職  
氏名 ㊟  
を  
」

「

<p>管理組合に報告した日の欄，管理組合の名称の欄，管理組合の連絡先の欄，報告した管理組合の理事長その他の役員の欄及び住宅宿泊事業を営むことに関する管理組合の決議の有無の欄の記載事項は，事実と相違ないことを確認しました。</p> <p>役職</p> <p>氏名（記名押印又は署名） <span style="float: right;">㊟</span></p>
---

に改め，同様式注5中

」

「その役職」の右に「の記入」を加え，「氏名の記入並びに押印」を「記名押印又は署名」に改め，「同欄に役職若しくは氏名の記載がないとき又は押印がないときは，」を削る。

（京都市災害救助法施行細則の一部改正）

第66条 京都市災害救助法施行細則の一部を次のように改正する。

第4号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第5号様式備考以外の部分中

「

記名押印又は署名 <span style="float: right;">㊟</span>
記名押印又は署名 <span style="float: right;">㊟</span>

を

」

「


に改める。

」

第6号様式注以外の部分，第9号様式注以外の部分，第10号様式注以外の部分，第11号様式及び第13号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を

削る。

(京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第67条 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(総合企画局情報化推進室)